

知的財産権保護・行使と独禁法技術論

特許法と独占禁止法とライセンス契約

知的財産権（特許法）と独占禁止法

- 1 知的財産権
 - (1) 所有権と知的財産権
 - (2) 特許権について
- 2 独占禁止法について
 - (1) 独占禁止法とは
 - (2) 独占禁止法第21条
- 3 特許権と独占禁止法との関係

ライセンス契約と独占禁止法

- 1 ライセンス契約
- 2 不公正な取引方法
- 3 ライセンス契約の条項
 - (1) 権利に関する条項
 - (2) 付随的条項
 - ア. 排除行為
 - イ. 開発意欲の阻害
 - (3) 優越的地位の濫用

知的財産権

特許制度

所有権

所有権絶対の原則__近代資本主義経済を支えるもの

民法206条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

民法第521条

1. 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
2. 契約の当事者は、**法令の範囲内において**、契約の内容を自由に決定することができる。

知的財産権と所有権

	所有権	知的財産権
対象物	不動産・動産等の有体物	無体物で財産的価値を有する情報
成立	占有	法律の規定による
譲渡・担保	可	可
利用許諾	可（賃貸）	可（ライセンス）
差止請求訴訟	可	可

知的財産権とは

知的財産の特徴

- 情報は、容易に模倣されるという特質をもっている
- 利用により消費がないため多くの者が同時に利用することができる。

☞ 知的財産権制度は、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度とすることができる。（特許庁ホームページ参照）

特許権とは

特許庁の説明

特許制度は、発明者には一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようとした。（特許庁のホームページ参照）

独占禁止法

特許法との関係

独占禁止法とは

独占禁止法の目的

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

独占禁止法とは

不当な取引制限： 競合事業者間で相手方を拘束する行為で実質的に競争を制限する場合

不公正な取引行為： 取引関係にあるもの間で相手方を拘束する行為で公正競争を阻害する場合

独占禁止法は公正かつ自由な競争を保護する法律

- ☞ 価格と品質による競争
- ☞ 技術革新をめぐる競争

特許権と独占禁止法との関係

独占禁止法第21条

この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

特許権と独占禁止法との関係

知的財産の利用に関するガイドライン 第2の1

技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、**実質的に権利の行使とは評価できない場合は**、同じく独占禁止法の規定が適用される。

すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、**行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は**、上記第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される

特許権とは

特許権がないと__

発明者の観点から	競争の観点から
制度により適切に保護がなされなければ発明者は、自分の発明を他人に盗まれないように秘密にする。	自分の発明が誰でも実施できることになると、研究開発のために費やした費用と労力を回収することが困難になる。研究開発費用をかけていない競合他社との価格競争に負ける。よって、多額の費用をかけた研究開発を控えるようになる。
発明者自身もそれを有効に利用することができないばかりでなく、他の人が同じものを発明しようとして無駄な研究、投資をすることとなる。	技術開発が不活発になり技術革新が生じにくくなる。競争が停滞する。

特許権とは

独占禁止法の観点から特許制度を捉えると

- 特許権は先に登録した発明者に帰属する
 - ☞ 研究開発競争を促進する
- 特許発明の内容は公開される
 - ☞ 特許期間終了後の競争を活発する。
 - ☞ 迂回技術の開発を促し、市場での競争を活発化する。
- 物理的な制限なくライセンスが可能
 - ☞ 市場への参加者を増やし、競争を活発化する。

ライセンス契約

不公正な取引方法

不公正な取引方法

2条(9)この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三、五は（略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

不公正な取引方法

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ、ロ（略）

ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ （略）

不公正な取引方法

一般指定（抜粋）

（その他の取引拒絶）

2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

（抱き合わせ販売等）

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

（排他条件付取引）

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

（競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

公正競争阻害性とは何か。

昭和57年に開催された独占禁止法研究会にて、不公正な取引方法を禁止する趣旨は、「競争を『公正かつ自由』なものに秩序づけようとするため」であり、「不公正な取引方法の基本概念である『公正な競争を阻害するおそれ』（公正競争阻害性）は、『公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれのあること』と定義づけられている。

→ 公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれ

公正競争阻害性とは何か。

すなわち、

①自由な競争、②競争手段の公正さ、③自由競争基盤の確保が保たれていることをもって公正な競争秩序と解し、これに悪影響を及ぼすおそれのあることが公正競争阻害性

具体的には、

①競争の減殺、②競争手段の不公正さ、③自由競争基盤の侵害

ライセンス契約の条項

特許権に関する条項	可否
特許発明の実施場所・実施数量を制限する条項	
特許発明を利用した製品の販売地域・販売数量を制限する条項	
特許発明を利用した製品の販売価格を制限する条項	

★ ライセンス拒絶あるいはライセンスを拒絶して差止請求を行うことは？

排除効果を有する条項

競合他社を排除する効果を有する行為

他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする行為。他の事業者の事業活動が市場から完全に駆逐されたり、新規参入が完全に阻止されたりする結果が現実に発生していることまでが必要とされるわけではない。行為者が他の事業者の事業活動を排除する意図を有していることも不要。

☞ 「商品を提供しなければ発生しない費用を下回る対価設定」，

「排他的取引」，「抱き合わせ」，「供給拒絶・差別的取扱い」

「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」参照

☞ よく利用されるのは、拘束条件付き取引、競争者に対する取引妨害

開発を制限する条項

ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術又はその競争技術に関し、ライセンシーが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止するなど、ライセンシーの自由な研究開発活動を制限する行為は、一般に研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は製品市場における競争を減殺するおそれがあり、公正競争阻害性を有する。したがって、このような制限は原則として不公正な取引方法に該当する（一般指定第12項）。

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針第4-5（7）」より引用

★ 開発意欲を阻害する効果を有する条項は？

ライセンス契約の条項

<付随的条項>

条項	効果
競争品の販売又は競争者の取引の制限	
不爭義務	
一括ライセンス	
非係争義務	
改良技術の譲渡・独占的ライセンス義務	
研究開発活動の制限	

優越的地位の濫用

独占禁止法第2条9項

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。
イとロ（略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

優越的地位の濫用

「情報成果物に係る権利の一方的取扱い」

取引上優越した地位にある委託者が、一方的に、受託者の権利を自己に譲渡・許諾させたり、他の目的のために利用することを制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針 第2の7（1）参照

まとめ

ライセンス契約における留意点